

特定個人情報保護委員会（第52回）議事概要

- 1 日時：平成27年7月17日（金）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員
松元総務課長
- 4 議事の概要

（1）議題1：特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

事務局から、行政機関に対する通知案並びに地方公共団体等及び事業者に対する各告示案について、資料に基づき説明があった。

阿部委員から、「通知又は告示の手續以外に、周知の方法を考えているか」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「全国で行うガイドラインの説明会等の機会に説明したいと考えている」という旨の発言があった。

阿部委員から、「周知のために工夫してほしい」という旨の発言があった。

嶋田委員から、「組織内の報告対象である『責任ある立場の者』について、具体的にはどういう役職の方を想定したものか」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「ガイドライン本体の表現にならったものであり、情報漏えい等の事案の規模や影響の度合いによって報告対象は異なり得る」という旨の発言があった。

阿部委員から、「責任ある立場の者への報告については、『直ちに』というような表現を加えた方が良いのではないか」という旨の発言があり、検討することとなった。

事務局から、次回の委員会においてパブリックコメントにかけるとの案を提示したいという旨、説明があった。

（2）議題2：情報連携を希望する独自利用事務に係るヒアリング概要について

事務局から、資料に基づき説明があった。

嶋田委員から、「今後も色々な要望が出てくると思われるが、どのように対応するのか」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「お示しすることを予定している事例で、地方公共団体が情報連携を希望する独自利用事務の多くをカバーできると考えているが、このほかのケースについても、引き続き検討していきたい」という旨の発言があった。

阿部委員から、「周知方法はどうするのか」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「委員会資料として公表するほか、地方公共団体に連絡する」という旨の発言があった。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則について、番号法の改正法案に係る国会審議において、第41回委員会で決定された内容に影響する議論が特段なく成立

した場合には、官報掲載等の手続を行うこととされた。

(3) 議題3：その他について

事務局から、第51回委員会で決定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」について、公布された旨の報告があった。

以上